

契約解消手段の体系的理論づけに関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ojima, Shigeki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00064455

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



契約解消手段の体系的理論づけに関する研究

Research Project

All

Project/Area Number

12720027

Research Category

Grant-in-Aid for Encouragement of Young Scientists (A)

Allocation Type

Single-year Grants

Research Field

Civil law

Research Institution

Kanazawa University

Principal Investigator

尾島 茂樹 金沢大学, 法学部, 教授 (50194551)

Project Period (FY)

2000 - 2001

Project Status

Completed (Fiscal Year 2001)

Budget Amount *help

¥700,000 (Direct Cost: ¥700,000)

Fiscal Year 2001: ¥700,000 (Direct Cost: ¥700,000)

Keywords

契約解消 / クーリング・オフ / 取消権

Research Abstract

平成13年度は、平成12年度の検討結果を踏まえ、以下のように検討を進めた。

- クーリング・オフの検討 クーリング・オフ制度の比較法的検討を踏まえ、契約解消手段としてのクーリング・オフの位置づけを検討した。
- 消費者契約法の取消権の検討 消費者契約法において導入された取消権に関し、契約解消手段としての位置づけを検討した。
- 民法上の制度の検討 民法上の詐欺・強迫、制限能力者に関する取消権、効果は異なるが関連する制度として把握できる錯誤による無効に関し、契約解消手段としての位置づけを検討した。
- 統一的理論づけに対する試み 以上の検討を踏まえ、契約解消手段としての統一的理論付けの検討をしたが、現段階では、当初、意図したような研究結果とは反対の結論が出ている。それは、それぞれの権利の特殊な存在根拠を統一的に把握するのが極めて困難であり、「統一理論」を想定できていないからである。しかし、研究をすすめていく際に、近時、アメリカにおいて「後悔」を中心とした契約解消に関する理論が主張されていることを知り、本研究課題の下、検討を進めている。今後は、当初の研究計画で意図した研究成果を求めて、この視点からの契約解消手段の統一的理論付けの検討を深め、これらを含めた研究成果の公表をしたいと考えている。

Report (2 results)

2001 Annual Research Report

2000 Annual Research Report

Research Products (2 results)

All	Other
All	Publications

[Publications] 尾島茂樹: "クーリング・オフに関する規定の日英米独比較"クレジット研究, 24号, 170-181 (2000) ▼

[Publications] 尾島茂樹: "成年被後見人が「其行為を了知シタルトキ」の意味"金沢法学, 43巻・3号(最後校正責了), (2001) ▼

URL:

Published: 2001-03-31 Modified: 2016-04-21